

# 開発業務委託契約書 1（基本・個別一体型 スケルトン）

委託者 株式会社\*\*\*\*（以下「甲」という）と受託者 株式会社\*\*\*\*（以下「乙」という）は、ソフトウェア開発業務の委託に関し、次のとおり契約を締結する（以下「本契約」という）。

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（業務内容）

第4条（業務形態）

第5条（委託業務の範囲）

第6条（下請法に基づく記載）

第7条（契約期間）

第8条（通知方法）

第9条（保証）

第10条（個別契約の締結）

第11条（基本契約との優劣）

第12条（契約の履行）

第13条（完全合意）

第14条（指揮命令）

第15条（主任担当者及び開発体制）

第16条（業務責任者および統括責任者）

第17条（進捗報告）

第18条（事前連絡事項）

第19条（委託料および支払方法）

第20条（遅延利息）

第21条（事務所および機器の使用）

第22条 (協議会)

第23条 (資料)

第24条 (再委託)

第25条 (秘密保持)

第26条 (競業禁止)

第27条 (個人情報保護)

第28条 (個人情報の利用)

第29条 (成果物の確定)

第30条 (納品)

第31条 (検収)

第32条 (瑕疵担保責任)

第33条 (危険負担)

第34条 (仕様変更)

第35条 (共同開発)

第36条 (成果物の所有権)

第37条 (知的財産権)

第38条 (権利義務の譲渡)

第39条 (保証範囲)

第40条 (第三者からの権利侵害)

第41条 (反社会的勢力の排除)

第42条 (不可抗力)

第43条 (従業員等の管理)

第44条 (乙(または甲)の作業場所)

第45条 (規則の適用)

第46条 (免責)

第47条 (損害賠償)

第48条 (禁止行為)

第49条 (契約・規約変更)

第50条 (利益の喪失)

第51条 (契約の終了)

第52条 (契約解除)

第53条 (契約終了後の扱い)

第54条 (存続条項)

第55条 (準拠法)

第56条 (規定のない事項の取扱い)

第57条 (管轄裁判所)

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

委託者(甲) 所在地  
名称  
代表取締役 ⑩

受託者(乙) 所在地  
名称  
代表取締役 ⑩